

平成 29 年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について

不認定日	不認定の理由	講じた措置の内容
平成 30 年 10 月 1 日	下水道受益者負担金相当額に関する手続きについて、専門家による法的な検証や機関決定を経ずに中断したこと等	<p>1 下水道受益者負担金相当額に関する法的な検証について</p> <p>平成 30 年 11 月下水道受益者負担金相当額に関して、下水道受益者負担金相当額に係る債権の法的性質、寄附金債権の時効、平成 27 年に猶予等の申請の願いをしなかった行為の評価、寄附金債権の納付の願いと地方財政法が禁止する寄附の強要、職員の損害賠償責任などの検証を行った。</p> <p>2 下水道受益者負担金相当額の徴収猶予等の更新手続き等について</p> <p>更新手続き等について、機関決定を行い、下水道受益者負担金相当額に関して、すでに納付や猶予に応じている土地の権利者等に対し、戸別訪問を行い、本件の趣旨、内容を改めて説明し、更新や納付の拒否ができることを明らかにしたうえで、徴収猶予等の更新手続きの願いを行い、猶予継続の申請や寄附の同意を得られたもの、また拒否の意思が示されたもの等について、件数、金額を集計した。</p> <p>3 事務手続きについて</p> <p>下水道受益者負担金相当額の更新手続き等を中断したことについては、専門家による法的な検証や組織としての機関決定などの本来必要と考えられる手続きが執られていなかった。今後このようなことが発生しないよう、職員に対し、適切な事務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>